

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 30 年 7 月 13 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800001号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800012号

第1 結論

平成14年*月から同年12月までの請求期間及び平成23年7月から平成24年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成14年*月から同年12月まで
② 平成23年7月から平成24年3月まで

平成14年10月頃、私の母が、A県B市役所に出向いて、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、自宅にオレンジ色の年金手帳が送付されてきたと思う。

請求期間①については、私の母が、毎月、B市役所の国民年金の窓口において、国民年金保険料を納付書によらず現金で納付した。その際、持参した年金手帳に検認印を押してくれた。

請求期間②については、同じく私の母が、毎月、B市内の金融機関において、納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付した。その際、領収証書を受け取った。

年金手帳、領収証書及び国民年金に関する資料等は、複数の転居で保管場所が不明のため提出できないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者の母は、平成14年10月頃に請求者に係る国民年金の加入手続を行った後、自宅にオレンジ色の年金手帳が送付されてきたと思う旨陳述しているところ、「基礎年金番号の実施事務の取扱いについて」(平成8年10月18日庁文発第3151号)によると、平成9年1月以降交付する年金手帳の表紙の色は青色としたとされており、請求者の母の陳述と符合しない。

また、請求者の母は、毎月、B市役所の国民年金の窓口において、請求者に係る請求期間①の国民年金保険料を納付書によらず現金で納付すると、持参した年金手帳に検認印を押してくれた旨陳述している。

しかしながら、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国民年金の保険料の納付に関する経過措置に関する政令等の施行について」(平成13年1月9日庁保発第1号)によると、平成14年4月から市町村(特別区を含む。)が行っていた国民年金印紙検認事務が廃止され、国民年金保険料の収納事務は国が行うこととされている上、請求期間①当時、交付される年金手帳には、検認印を押印する国民年金印紙検認記録欄がないことから、請求者の母が陳述する納付方法と符合しない。

請求期間②について、請求者の母は、請求者が平成23年3月に大学院を辞めたため、C年金事務所同年4月以降の国民年金保険料に係る納付書の郵送を依頼し、後日、送付された納付書により、請求期間②の国民年金保険料を納付した旨陳述している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者が大学院を辞めた直後で、請求期間②直前の平成23年4月から同年6月までの国民年金保険料は、約2年後の平成25年5月から同年7

月までの間に過年度納付されており、当該期間について、現年度納付が可能であったにもかかわらず、過年度納付していることを踏まえると、請求期間②についても現年度納付していない可能性が否定できない。

また、請求者の母は、請求期間②に係る国民年金保険料の納付について、B市内の金融機関で納付した旨陳述しているが、具体的な金融機関名及び支店名等は覚えていない旨陳述している上、B市内のD金融機関における国民年金保険料の収納管理を行うE銀行F事務センターは、国民年金保険料の領収済通知書の保管期限は3年である旨回答しており、D金融機関における国民年金保険料の納付について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、請求者の母が当該期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、請求期間①及び②は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務は電算化され、記録管理の強化が図られている上、保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間でもあり、収納機関からの納付通知の電子化等、事務処理の機械化が一層促進されている時期であることから、納付記録が欠落することは考え難い。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。